

世界都市・地方自治体連合（UCLG）と
国際公務労連（PSI）の
社会対話と協力に関するグローバル枠組み協定

目次

内容

前文	3
第 I 部 - 背景	3
第 II 部 - 協力	7
第 1 条 継続的かつ体系的な社会対話	7
第 2 条 社会対話の促進及びメンバーの能力構築	8
第 3 条 共同提言活動	8
第 III 部 - 実施	8
第 4 条 共同機関及び代表団の構成	9
第 5 条 当事者間の社会対話の仕組み	10
第 6 条 リソース	10
第 7 条 契約期間	10
第 8 条 成果の検証	11
第 9 条 協議プロセス	11
署名 :	11
付録 I 本協定で使用される略語一覧	12
付録 II 参考資料および関連背景資料のリスト	13

前文

本「社会対話と協力に関するグローバル枠組み協定」（以下「本GFA」）は、2004年に設立され、スペイン・バルセロナ（Carrer d'Avinyó, 15, Ciutat Vella, 08002 Barcelona¹）に本部を置く都市・自治体連合（UCLG）、及び1907年に設立され、スイス・ジュネーブ（Chemin du Point du Jour 2-bis, 1202, Genève²）に本部を置く国際公務労連（PSI）との間で締結される。以下、双方を「両当事者」という。

第I部 - 背景

以下の点を確認する。

- UCLG は世界の 25 万以上の都市、地域、大都市圏、及び 175 以上の地方および地域政府（LRG）の協会を代表している。
- PSI は 154 カ国、3,000 万人以上の労働者を代表する 700 以上の労働組合からなる国際産業別労働組合組織であり、その中に地方および地域政府（LRG）の労働組合が含まれている。

以下の点を考慮する。

- 両当事者は、類似の使命と相互に補完し合う目的を有し、共通の課題に直面している。
- 両当事者は、国際的な自治体コミュニティにおける主要な主体である。
- 両当事者は、それぞれの権限、役割及び責任の範囲内で、双方の潜在力を結集し、より強力かつ効果的な存在となることを希望している。
- 国際労働機関（ILO）は現在、社会的及び労働の基準の策定に関与する主体として中央地域の公共サービスの提供は政府の代表者のみを認めており、地方および地域政府（LRG）を非政府組織（NGO）とみなしている。これにより、世界的な労働ガバナンス体制に重大な欠落が生じており、両当事者はこの問題に段階的、建設的、及び自主的に取り組むことを約束する。
- 両当事者の取り組む課題には、以下を含む多くの共通の目標がある。
 - 生活条件を改善し、地域社会及びその管轄区域に属するすべての構成員の人権を実現し、並びに国連（UN）の持続可能な開発目標（SDGs）の地域レベルでの達成を支援するために、すべての人が質の高い地域の公共サービスに公平にアクセスできるようになる。
 - 都市、町、地域社会及び管轄区域が包摂的かつ社会的に公正なものとなるようにし、「2030 アジェンダ」及び「新都市アジェンダ」に沿った持続可能な地域の社会経済開発を実現する。不平等なケア労働の是正に取り組み、ケア労働者を含む公共サービス労働者、地域社会、及びその管轄区域のレジリエンス（強靱性）を強化するために不可欠な地域の公共サービスの提供を、政府の中核的責務として認識する³。

¹ [UCLG 定款](#)および[規定ガイド](#)

² [PSI 2023 年規約](#)。

³ 参考として、2025 年 8 月の画期的な決定（米州人権裁判所の勧告的意見 OC-31/25）において、ケアを受ける権利が自律的な人権として認められた。この判決は、すべての人がケアを受け、ケアを提供し、セルフケアを行う権利を有することを確立し、ケア労働の再分配とケア提供者の保護を図るための公共政策および法改正を各国に求めている。

- すべての人々に利用しやすく質の高い公共サービスを提供するという地方および地域政府（LRG）の責務を果たすため、適切な資源と人員を伴う良い統治と地方分権を推進する。
- 財政運営能力の向上、地方財源の拡充、及び地方財政の分権化を含む適切な政策や手段を通じて、地方および地域政府（LRGs）の財政能力を強化する。⁴ これには、累進的な国税政策の推進、租税回避及び脱税の根絶、ならびに政府間移転を含む国の財政資源の公正な配分が地域社会や地域の管轄領域に還元されるよう求めることを通じて、地方および地域政府（LRGs）の財政的余地を拡大することが含まれる。また、地方及び地域政府（LRGs）が地方および地域政府向け金融機関によって提供される資金調達について認識を高め、そうした機会を活用する能力を強化することも含まれる。⁵ これらの措置は資金の流れを地域の必要性と能力に適合させ、特に開発途上国（ただしこれに限定されない）において多くの地方および地域政府（LRGs）が直面している財政的制約に対処しつつ、質の高い公共サービスを持続的かつ公平に提供できるようにすることを目的とする。
- 透明性、説明責任、参加、地方分権を特徴とするオープンガバメントの価値と原則を推進する。
- 地方および地域政府（LRG）の労働の現場及び地域の管轄区域でのディーセント・ワークを確立するとともに、SDG8 に沿って、地方および地域政府（LRG）労働者の生涯使える能力とスキルを育成する。⁶
- 地方および地域政府（LRG）の管轄下にあるすべての領域及び機関において、また世界レベルで、平和、人権、地方自治を推進するとともに、紛争予防及び社会的結束における地方および地域政府（LRG）の役割を認識し、その能力を強化する。
- 公衆衛生、環境保護、気候変動の緩和・適応政策、エネルギー転換、適切な住居、ディーセント・ワークの創出と社会経済的包摂、エネルギー・水・廃棄物処理への効果的かつ公平なアクセス、地域社会の強靱性の強化、災害の予防・対応・軽減とその他の課題などの分野で、地方および地域政府（LRG）とその労働者からあげられた先進事例を推進し、共有する。
- 地方および地域政府のレベルで、1948 年「世界人権宣言」⁷、1966 年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」⁸、1998 年「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」⁹、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」¹⁰、OECD「多国籍企業の責任ある事業活動に関するガイドライン（2023 年）」¹¹、ILO「多国籍企業と社会政策に関する三者原則宣言（2022 年）」¹²、「気候変動に関するパリ協定（2015 年）」¹³、及び生物多様性保全に関する「昆明・モントリオール世界枠組み（COP16）」、な

⁴ 「資金の分権化」とは、公共サービスの主要な提供者であり、持続可能な開発、社会・気候アジェンダの実施主体である地方・地域政府（LRG）に、収益や財源が効果的に届き、支援し、その能力を強化するような形で、資金の構造化、仲介、配分が行われるよう、金融アーキテクチャを体系的に変革することを指す。また、「財政的分権化」とは、資金へのアクセスが地域のニーズと整合し、それを支援するとともに、多層的ガバナンスの枠組みを強化し、国際的な政策公約、国家戦略、および地域の能力との間のギャップを埋めることを目指すものである。OECD および UCLG（2022）。2022 年統合報告書：地方政府の財政と投資に関する世界観測所。OECD 出版。

⁵ 世界中の 1115 の公的銀行の資産総額は 91 兆米ドルを超え、その大部分は地方自治体レベルで設置されており、質の高い公共サービスへの公平なアクセスを資金面で支え、提供するために活用できる。「[The World of Public Banks](#)」、エビデンス・ブリーフ第 2 号、マクマスター大学、2024 年。

⁶ 国連持続可能な開発目標（SDGs）8「働きがいのある人間らしい仕事と経済成長」

⁷ [世界人権宣言](#)、国連 1948 年

⁸ [経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約](#)、国連 1966 年

⁹ [ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」](#)、ILO 1998 年

¹⁰ [「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重、救済』枠組みの実施」](#)、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、2012 年

¹¹ [OECD 多国籍企業向け責任ある企業行動指針（2023 年）](#)

¹² [多国籍企業と社会政策に関する三者原則宣言](#)、ILO 2022

¹³ [気候変動に関するパリ協定](#)、UNFCCC 2015

らびに関連するデュー・デリジェンス及び内部通報者保護に関する法制度¹⁴を促進する。

- その他両当事者が共同で策定し、追求することに合意した共通の目標。

以下の点を念頭に置く。

- UCLG 及び PSI の国際組織、ならびにそれぞれの支部及び地域組織間の建設的な長期にわたる対話と継続的な協力
- 1998 年以来、地方および地域政府（LRG）部門において、欧州自治体・地域評議会（CEMR）-UCLG の欧州部門-と欧州公共サービス労働組合連盟（EPSU）-国際公務労連-との間で行っている欧州社会対話委員会¹⁵の存在
- 2018 年の国際労働統計学会議（ICLS）における PSI・UCLG 共同声明¹⁶
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックを背景とした 2020 年の PSI・UCLG 共同声明「安全な世界のための盤石な地方公共サービス」¹⁷
- 2021 年、UCLG アフリカと PSI アフリカとの間で締結された覚書（MoU）¹⁸
- 2022 年の UCLG タウンホール「ケア制度」政策文書への PSI の寄与。この文書は、2022 年に採択された UCLG 「未来のための協定」の基礎となったもので、地方公共サービスの提供こそが民主的統治の礎であり、平等と持続可能性を実現する「地域のケア制度」であると位置づけた。¹⁹
- 2025 年、ラテンアメリカの地方および地域政府（LRG）部門での社会対話の強化を目的として署名された、PSI の米州地域と FLACMA 間の組織間協力に関する意向書²⁰
- UCLG が調整役を務めるグローバル・タスクフォース（GTF）報告書に向けた、UCLG と PSI による SDG8 の地域レベルでの実現に関する共同文書「すべての人々のためのディーセント・ワークと経済開発の推進」（2025 年）²¹
- UCLG の「地方社会協定」の策定及び 2026 年 UCLG 世界大会への PSI の貢献

以下の点を認識する。

- 地方および地域政府（LRG）は、人々に最も近い行政機関として地域の公共サービスを提供していることが多い。質が高く、効果的で、すべての人々が公平に利用できるサービスであるためには、労働権、平等、ケアを含む人権に基づいたサービスでなければならない。
- 地方および地域政府（LRG）の労働者は、現在世界を襲っている多面的かつ相互に関連する危機に対応する上で、最前線に立つ政府の代表者である。COVID-19 パンデミックの間も自らの命を犠牲にしてサービスを提供しつづけた不可欠な労働者であり、SDGs や国際協定を含む国連のグローバルな政策枠組みを地域に根づかせ、日々、地方・地域・国の公共政策を現場での行動へと転換している。こうした仕事は、地域の公共政策を実施し、SDGs を推進し、地域社会や管轄区域において人権を実現するために不可欠である。

¹⁴ [昆明・モントリオール世界生物多様性枠組み](#)、UNDP 2022 年

¹⁵ [部門別社会対話：地方自治体および地域政府](#)、欧州委員会。

¹⁶ [ICLS 2018 における PSI・UCLG 共同声明](#)（2018 年 10 月 15 日）

¹⁷ 「[安全な世界のための強力な地方公共サービス](#)」UCLG-PSI 共同声明（新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関するもの、2018 年）

¹⁸ [PSI アフリカ・UCLG アフリカ間の覚書（MoU）](#)

¹⁹ 「[人類の未来のための UCLG 協定](#)」（2022 年）

²⁰ [PSI と FLACMA（）書](#)（2025 年）

²¹ UCLG-PSI SDG8 地域化に関する文書「[すべての人々のためのディーセント・ワークと経済開発の推進](#)」（2025 年）



- 地方および地域政府（LRG）の労働者は、人命を救い、尊厳ある生活を保障し、構造的かつ交差する不平等に対処するために不可欠で重要な公共サービスを運営・提供している。²²労働者は地方および地域政府（LRG）の行政機関（連邦制国家における「州」行政機関を含む）に、直接雇用契約で、あるいはコンセッション、調達、外部委託、人材派遣会社、その他の仲介による労働力及びサービス提供形態を通じた外部請負業者として雇用されている。こうした地方公共サービスには、以下が含まれる。行政サービス、保健・ケア・社会福祉サービス、公共緊急サービス及び消防、上下水道、幼稚園及び初等教育、公共交通、廃棄物収集・処分、除染及び自然再生サービス、エネルギーの発電・配電、公営及び社会住宅、難民・移民受け入れサービス、葬儀サービス、公共及び緑地の維持管理サービス、図書館、文化、地域警察、市営駐車場及び生鮮市場検査官、刑務所及び仮釈放サービス、その他多数。
- 地方および地域政府（LRG）の労働者には労働権を含む人権があり、国際労働機関（ILO）の国際労働基準（条約、議定書、勧告を含む）に定められた通り、それらを楽しむ権利がある。これには1998年の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に含まれる10の基本条約及びその判例法も含まれる。その条約には以下が含まれる。結社の自由及び団体交渉に関する条約（第87号及び第98号）、平等及び非差別に関する条約（第100号及び第111号）、強制労働の撤廃に関する条約（第29号、第105号及び第29号議定書）、児童労働の撤廃に関する条約（第138号及び第182号）、労働安全衛生（第155号条約）、（及び労働安全衛生の促進枠組みに関する第187号条約）。

上記の国際労働基準に加え、両当事者は地方および地域政府（LRG）がこれらの基準を尊重し、促進し、実現しなければならないことを認識する。また、当事者はそれぞれの構成員に対し、地方および地域政府（LRG）の労働の現場におけるILO条約の法及び実務上の実施を促進し、円滑化することを約束する。これには以下が含まれる。

- 公務における団結権の保護及び雇用条件の決定のための手続に関する第151号条約（1978年）
- 団体交渉に関する第154号条約（1981年）
- 労働者代表に関する第135号条約（1971年）
- 民間職業仲介事業所に関する第181号条約（1997年）
- 暴力及びハラスメントに関する第190号条約（2019年）
- 公共緊急サービスにおけるディーセント・ワークに関するガイドライン（2018年）。

PSIに加盟する組織の地方および地域政府の労働組合代表は、地方および地域政府の労働者の正当な代表者である。一方、UCLGに加盟する地方および地域政府の代表者は、それぞれの管轄区域において、地方および地域政府の雇用主の正当な代表者である。

ILOが定義し、SDG8の基盤である「ディーセント・ワーク」とは、以下の条件を満たす生産的な労働を指す。

- 公正な所得を提供し、
- 職場での安全と労働者及びその家族に対する社会的保護を確保し、人々が懸念を表明し、労働組合を組織し、自らの生活に影響を与える決定に参加する自由を提供し、
- 個人の成長と社会的統合の機会を提供し、そして
- 性別やその他の要因にかかわらず、すべての人に対する平等な待遇と差別禁止を保証

²² 構造的かつ交差する不平等とは、性別、人種、社会経済的地位、居住地域、年齢、障害などに基づくさまざまな形態の差別が重なり合い、互いに増幅し合うことで、社会の一部の集団に複合的な不利益をもたらす現象を指す。

する。²³

両当事者は以下のことを決定する。

- 代表者による年 2 回の会合（総会 1 回及び運営委員会 1 回）を通じて、各組織及びそれぞれの構成員間の社会対話、協力、パートナーシップの仕組みを構築し、運営する。
- 地方および地域政府（LRG）の労働の現場に関する社会・労働問題、ならびに関連する国連及び地域の多国間フォーラムで扱われる課題を含め、共通の優先分野における機会を活用し、共同で取り組む。
- 災害、パンデミック、移民、紛争などの危機的状況において、可能な限り、かつ実行可能な範囲で協力し、地方および地域政府（LRG）の労働者に対するディーセント・ワークを確保しつつ、質の高いサービスを継続的に提供するための効果的な戦略を策定する。
- 盤石で公正かつ包摂的な地方および地域政府（LRG）、すべての人のための質の高い公共サービス、SDGs の地域レベルでの実現、及び強い地方財政システムを支援するため、共同で提言活動を展開する。
- それぞれの加盟組織及びその人々が奉仕する地域社会や管轄区域に資するために、年次活動計画及び関連する活動を共同で策定する。

本協定で前述した地域レベルの社会対話の仕組みや各種の取り組みは、本枠組みとは無関係に存在し、独立した自律的なレベルにある社会対話であり、本協力はそれらに代わるものではなく、むしろ補完し強化するものである。

第 II 部 - 協力

したがって、両当事者は以下の通り協力することに合意する。

第 1 条 継続的かつ体系的な社会対話

- 1.1** 両当事者は、前述の地方および地域政府（LRG）部門に関連するすべての分野において、互いを正当な連携相手として認識する。
- 1.2** 両当事者は、地方および地域政府（LRG）グローバル社会対話委員会（GSDC）を通じて、それぞれの指導部及び構成員の代表者間で、定期的かつ体系的な社会対話を行う。両当事者は、相互に情報を提供し、優先事項及び相互の関心事項に関する共通の作業計画を策定・更新し、協力、推進、及び共同事業の機会を見つけるため、国際事務局の指導部レベルにおいて、少なくとも年 2 回（例えば、6 ヶ月に 1 回）継続的な対話を行うものとする。実施方法については、本協定の第 III 部を参照のこと。
- 1.3** 両当事者は、適切と判断する場合、各組織の年次大会、活動、及び主要イベントにおいて、相互に連携する。また、両当事者は共通の関心事である横断的課題（例：地方公共サービスのガバナンス、社会対話とディーセント・ワーク、若者、ジェンダー、移住、デジタル化、気候変動、SDGs など）に関する活動（例：研修、公開イベント、専門家会議、キャンペーンなど）への相互参加を可能な範囲で、かつ適切で実行可能な形で奨励する。

²³ [SDG8 働きがいのある人間らしい仕事と経済成長](#)、国連 2025 年版。

第2条 社会対話の促進及びメンバーの能力構築

- 2.1** 両当事者は、それぞれの構成員間で経験を交換し、建設的な社会対話の実践を構築する機会を模索する。また、団体交渉の先進事例、ならびに地方公共サービスの提供や雇用に影響を及ぼし得る措置や決定の実施に先立つ有意義な情報提供及び協議を共有し推進する。両当事者は共通の優先課題に関する相互学習及び e ラーニングのツールを共同で作成・開発し、地方および地域政府（LRG）における共通の関心事項について共同カリキュラムを確立する。例えば、地域レベルでのディーセント・ワークの実現、地方および地域政府（LRG）労働者の能力開発、質の高い公共サービスの提供、地方および地域政府（LRG）の資金調達、社会的責任のある公共調達、地域の社会経済開発、地方・地域政府レベルにおける公正な移行、税の公正、公共サービス及び地方・地域自治体（LRG）の労働の現場におけるデジタル化と人工知能（AI）などがある。こうした取り組みにはデジタル化への特別な配慮が含まれ、特に以下の点が挙げられる。地方公共サービスにおいて労働権や労働者の自律などの人権を保障したうえでのAIの倫理的な利用、データガバナンス（データ主権を含む）およびサイバーセキュリティの枠組み、包摂的なデジタル化とデジタル格差の解消、ならびに地方および地域政府（LRG）におけるAIの責任ある導入に向けた能力構築。
- 2.2** 両当事者は、良好な社会対話の慣行を促進するため、地方および地域政府レベルにおけるディーセント・ワーク、団体交渉、結社の自由に関する政策について共同研究や調査を実施し、関連データを共有し、事例研究の資料を記録し、普及させることができる。
- 2.3** 両当事者は、相互の知識、データ、及び出版物を強化するため、互いに、またそれぞれの構成員と協力して連携する。これにより、地方および地域政府（LRG）労働者の労働条件の改善と能力向上が促進され、労働力不足が解消され、質の高い公共サービスの提供が強化され、SDGsの地域レベルでの実現を支援することができる。
- 2.4** また、両当事者は、本協定の実施に関連し、かつ関心のあるテーマについて、構成員と共に、また構成員間で能力開発の取り組みを行うべく、各国の法的・制度的枠組みに適応した構成員間の国家、地域、地方レベルにおける社会対話の仕組みの確立を奨励する。

第3条 共同提言活動

両当事者は、共同で提言活動及び戦略を策定、推進し、関連する多国間のグローバルなプロセス、統治の仕組み、及びフォーラムに共同で参加する機会を模索する。また、ILO、OECD、その他の機関など政策が構成員や地方公共サービスに影響を及ぼす国連機関を含む多国間組織に効果的に影響を与えるべく、力を合わせることを目的として、関連する政策についての情報提供及び戦略分析、ならびに共通の立場や共同声明の策定を行う。

こうした活動は地方および地域政府（LRG）とその労働者の中心的役割を認識しつつ、共通の関心事である優先分野（例：地方・地域政府（LRG）の資金調達、地方分権、双方向的な地方ガバナンス、地域開発、都市政策、環境政策、質の高い公共サービス、ディーセント・ワーク、税の公正など）で実施する。その際、両当事者は多国間機関に関するそれぞれの提言活動の方針を遵守する。

第 III 部 - 実施

第4条 共同機関及び代表団の構成

両当事者は、運営委員会（SC）及び運営委員会（SC）を含む地方・地域政府（LRG）グローバル社会対話委員会（GSDC）を設置することに合意する。

可能な限り、両委員会はPSI及びUCLGの構成員から、地域、小地域、性別、部門／公共サービス、年齢、及び多様性などの観点で均衡のとれた割合で代表を構成する。

運営委員会（SC）は、各当事者から最大6名の代表からなる代表団によって構成される。同委員会は議題の作成、会議の通知及び要約の送付、各当事者の委員との協議などの責任を負う。また、共同行動及び共同の取り組みを計画及び調整し、統括する。共同の意見書及び勧告案を作成し、地方公共サービスの雇用及び労働条件に影響を及ぼす規制枠組みや政策の改善を目的とした提案を策定し、これをLRG GSDCに提出して承認及び推進を求める。また、本協定に関する報告書及び進捗評価を作成し、両当事者の実施した活動の影響を注視するとともに、必要に応じてLRG GSDCに対し調整案や行動方針を提案する。

LRG グローバル社会対話委員会（GSDC）は、各国、地方および地域政府（LRG）、管轄区域の現実に沿って、包括的で代表性があり、具体的で効果的な社会対話を行うため、各当事者から最大20名の代議員からなる代表団で構成する。同委員会は社会対話、協力、及び提言活動における共通の優先事項を特定し、すべての人々のための質の高い地方公共サービス及び地方および地域政府（LRG）の労働の現場における労働者の権利を促進・保護し、ならびに地方・地域政府（LRG）の社会パートナーメンバーシップ間の社会対話を地方および地域の政府レベルで促進する責任を負う。また、年次作業計画及び共同の取り組みを承認し、議事録及び報告書を承認し、本協定のモニタリング及び評価を統括する。

GSDCは両当事者が定めた優先事項に基づき、特定の課題に対処するためのテーマ別共同作業部会の設置を決定することができる。当該作業部会はSC及びGSDCに向けた実務、規制、あるいは運営の面から提案を策定する責任を負う。

両委員会には両当事者の国際事務局のメンバーが出席し、実務上の専門知識と日常的な支援を提供する。

合理的で正当な理由がある場合、いずれかの当事者の要請によりこの人数を見直し、調整することができる。

GSDC 会合に先立ち、各当事者は平等及び包摂性の原則に従い、議題及び作業計画で議論されるテーマや課題に応じて、地方および地域政府（LRG）のさまざまな部門及びサブ部門からの代表者の出席を確保するため、すべての代表組織を最大限に包含するという原則を尊重しつつ、自律的かつ独立して代表団を組織する。

メンバーは地方および地域政府（LRG）からの労働者の代表の有意義な参加を促進することが推奨される。これには、給与や休暇の権利を損なうことなく、勤務時間中に当該活動に参加できるよう他の業務から解放することの重要性を認識することが含まれる。特にLRG グローバル社会対話委員会（GSDC）に貢献する代表者が報復や仕返しをされることなく、安全で協力的な環境で参加できることが望まれる。

第5条 当事者間の社会対話の仕組み

両当事者は、運営委員会（SC）と少なくとも6ヶ月ごとに、また運営委員会（SC）を含む地方自治体グローバル社会対話委員会（GSDC）において少なくとも年1回、会合を開く。

これらの会合は、当事者の希望に応じて、対面、ハイブリッド形式、またはオンライン形式で開催され、本協定のカーボンフットプリントを最小限に抑えることに十分な配慮をしながら、その有効性と最大限の包摂性を確保するものとする。運営委員会（SC）は各当事者の委員と協議の上、その都度、会合の日程及び各会合を開催するための最も適切な形式を決定する。

会議は建設的関与の精神に基づき、協力、相互承認、尊重、誠実の価値観に基づいて行われる。これらは本協定を真摯に実行に移し、確実に成功させるという両当事者の共通の理解と決意によって支えられる。

当事者間の意見の相違は記録されるが、それによって今後の協力が妨げられたり、本協定の精神が阻害されたりすることはない。実質的な意見の相違については運営委員会（SC）の仲介を通じて内部で対応し、合理的な期間内に双方が合意できる方法で解決する。

本協定の署名後、両当事者はこれをすべての公用語に翻訳し、それぞれのウェブサイト上で簡単に閲覧できるようにするなど、内部の経路を通じて周知する。

また、両当事者はそれぞれの加盟団体の間で、本協定の目的、原則、精神及び実施方法を地方レベルで広く周知し、地方および地域政府（LRG）の労働の現場における労働者の権利と社会対話の重要性に対する認識を高める。

この目的のため、両当事者は本協定の原則、内容、及び目的を推進し、構成員の間での実施に向けた各加盟組織の能力を構築するために、地方、地域、及び国家レベルで共同の啓発活動及び研修を行うことができる。

第6条 リソース

本協定を実施するために両当事者が特定した活動は、別段の定めがあり相互に合意された場合を除き、初期段階ではいずれの当事者にも追加費用は発生しないものとする。ただし、活動を確実に成功させるために、各当事者において時間と既存の人的資源の投入が求められるものとする。本協定の円滑な実施のために共同の支出（例：通訳、会場費、共同イベントの食事代など）が必要な場合、費用は均等に分担する。ただし、両当事者は必要に応じ、その場の判断で相互に支援を決定することができる。

相手方の施設または合意された別の場所へ実際に赴く場合、宿泊費、旅費及び関連費用は各組織が負担するものとする。ただし、相手方が主催するイベント（例：大会、合宿、地域会議など）に参加する際は、一方の当事者がもてなしの印として、標準的なケータリングサービス（例：一部の食事、コーヒースタンドなど）を提供するものとする。

第7条 契約期間

本契約の有効期間は、当初4年間とする。いずれかの当事者が改定または終了を求めない限り、本契約は自動的に更新されるものとする。いずれの当事者も本契約の改定または終了をいつでも求め

ることができる。両当事者が合意する場合は、新たな共通関心分野における協力を促進するため、または既存の分野をさらに発展、明確化し、または具体化するために、追加の合意書を付すことができる。

第 8 条 成果の検証

両当事者は、本協定の成果及び実施状況を、成果の評価、成功点・課題・必要な調整点の特定、並びに将来に向けた初期期間からの教訓の抽出を目的として、2 年ごとに見直すものとする。そのため、両当事者は継続的改善の精神に基づき、共同の目標、方法論、作業計画及び指標を必要に応じて随時設定することができる。

第 9 条 協議プロセス

本協定は、情報提供及び協議のため、UCLG の統治機関、ならびに国際公務労連（PSI）の執行委員会（EB）及び運営委員会（SC）に提出された。また、PSI グローバル地方・地域自治体ネットワークを通じて、地方および地域政府（LRG）の労働者を代表するすべての PSI 加盟組織にも提出された。

本協定は、建設的なアプローチ、誠実な姿勢、及び協力の精神に基づくものである。本協定の円滑かつ前向きな実施を可能にすることを目的とした両当事者間の非公式な接触及び対話は、本文中に記載された仕組みを補完し、相互に強化するものである。

署名：

UCLG 代表：
エミリア・サイス
書記長

PSI を代表して：
ダニエル・ベルトッサ
書記長

モロッコ、タンジェ
2026 年 6 月 23 日

モロッコ、タンジェ
2026 年 6 月 23 日



付録I 本協定で使用される略語一覧

- AI - 人工知能
- CEMR - 欧州自治体・地域協議会
- COP16 - 国連生物多様性条約第16回締約国会議
- EB - 執行委員会
- EPSU - 欧州公共サービス労働組合連盟
- FLACMA - ラテンアメリカ都市・町村・地方自治体連合（スペイン語：*Federación Latinoamericana de Ciudades, Municipios y Asociaciones de Gobiernos Locales*）
- GFA - グローバル枠組み協定
- GSDC - グローバル社会対話委員会
- GTF - グローバル・タスクフォース
- ICLS - 国際労働統計家会議
- ILO - 国際労働機関
- LRG - 地方および地域政府
- MoU - 覚書
- NGO - 非政府組織
- OECD - 経済協力開発機構
- OHCHR - 人権高等弁務官事務所
- PSI - 国際公務労連
- SC - 運営委員会
- SDGs - 持続可能な開発目標
- UCLG - 都市・自治体連合
- UN - 国連
- UNFCCC - 気候変動に関する国際連合枠組条約

付録Ⅱ 参考資料および関連背景資料のリスト

- 欧州委員会、[部門別社会対話：地方自治体](#)、1998年
- ILO、[ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」](#)、1998年
- ILO、[『ゲームのルール：国際労働機関の基準関連業務入門』](#)（2019年創立100周年記念版）
- ILO、[『多国籍企業と社会政策に関する三者原則宣言』](#)、2022年
- ILO、[『労働における権利の理解。労働における基本的原則と権利、貿易、サプライチェーンに関連する主要用語ガイド』](#)、2025年
- マクマスター大学、「[公的銀行の世界](#)」、エビデンス・ブリーフ第2号、2024年
- OECD、[『多国籍企業のための責任ある事業活動に関する指針』](#)、2023年
- OECD-UCLG、[2022年統合報告書：地方政府の財政と投資に関する世界観測所](#)、OECD出版、2022年
- OHCHR、[『ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重、救済」枠組みの実施』](#)、2011年
- PSI アフリカ、UCLG アフリカ、[PSI アフリカ・UCLG アフリカ覚書 \(MoU\)](#)、2021年
- [PSI 規約 2023](#)
- PSI、[『地方・地域政府（LRG）に影響を与えるメガトレンドの概要』](#)、2021年
- PSI-UCLG「[安全な世界のための強固な地方公共サービス](#)」——新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックに関するUCLG・PSI共同声明、2018年
- PSI-UCLG、「[安全な世界のための強固な地方公共サービス](#)」-[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックに関するUCLG・PSI共同声明](#)
- PSI-UCLG、「[すべての人々のためのディーセント・ワークと経済開発の推進：SDG8の地域化における地方自治体の課題と機会](#)」、2025年
- PSI-UCLG、「[ICLS 2018におけるPSI-UCLG共同声明](#)」、
- [UCLG 憲章 2013](#)
- UCLG [地域社会協定](#)、2026年
- [UCLG 定款ガイド](#)
- UCLG、「[人類の未来のための協定](#)」、2022年
- 国連 [SDG8 働きがいのある人間らしい仕事と経済成長](#)、国連ページ 2025
- 国連、[経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約](#)、1966年
- 国連、[世界人権宣言](#)、1948年
- UNFCCC 2015年、[気候変動に関するパリ協定](#)、2015年